

落書き対策の手引き



あきる野市

はじめに

市内では、道路等の公用地や民地において、心ない者に落書きをされることが多々起きております。落書きは生活環境に影響を及ぼす「犯罪」です。

市では、市民の皆さんに身近な犯罪である「落書き」に関心を寄せていただき、地域で落書き対策を考えていただく一助として、基本的な知識を掲載した手引きを作成しましたので、ご活用いただけましたら幸いです。

－目次－

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 落書きを許さないまちづくり・・・・・・・・	2
2 落書きを防ごう・・・・・・・・	4
3 落書きの消去方法・・・・・・・・	7
さいごに・・・・・・・・	13



1 落書きを許さないまちづくり

(1) 落書きは犯罪行為です！

落書きをしている現場を発見した場合は、警察（110 番）に通報しましょう。

落書きは、単なるいたずら行為ではありません。「刑法の器物破損罪」や「軽犯罪法」に抵触する犯罪行為です。自己の所有物に落書きをされた場合は、それぞれの法律の処罰の対象になりますので、警察に通報してください。

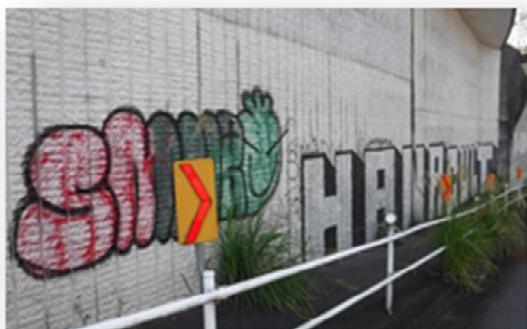


福生警察署
042-551-0110

雨間、野辺、小川、小川東、二宮、二宮東、平沢、平沢東、平沢西、切欠、草花、菅生、瀬戸岡、原小宮、原小宮一丁目・二丁目、引田、淵上、上代継、下代継、牛沼、油平、秋川一丁目～六丁目、秋留一丁目～五丁目

五日市警察署
042-595-0110

山田、上ノ台、網代、伊奈、横沢、三内、五日市、小中野、小和田、留原、館谷、高尾、入野、深沢、戸倉、乙津、養沢、小峰台、館谷台

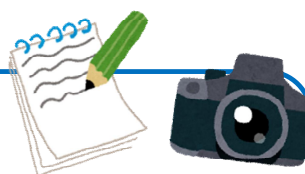


(2) 地域での対応を広めましょう

落書きを防ぐのは、個人や所有者だけでは限界があります。地域で一体となって「落書きを許さない」という姿勢を示すことが大切です。地域で積極的に落書きの消去や再発の防止に取り組むことで、景観の保護や地域の防犯力向上に繋がることが期待できます。また、落書きを消すことは、住民の皆さん自身の手で、より美しく生活しやすい地域をつくっていくことに繋がります。

被害状況の調査

落書きの被害状況を調べましょう。
落書きの位置や大きさ、被害にあった日時等の記録をとっておきましょう。写真も撮っておくと良いでしょう。



地域での話し合い

被害状況について、地域で対応を話し合いましょう。
より多くの住民の方々が地域全体の問題として捉えることが大切です。



消去活動や防止活動の実施

話し合いをもとに、消去活動や防止活動を行いましょう。
また、被害の程度によっては、警察に相談しましょう。
※消去活動には、事前に被害施設の所有者・管理者等の了解を得ておくことが必要です。

落書きされた施設の所有者・管理者が分からない、他者が管理している施設の落書きを消したいという場合は、市が所有者・管理者等に働きかけますので、ご相談ください。

落書きに関する相談窓口

あきる野市役所 生活環境課 生活環境係
電話：042-558-1111（内線 2514/2515）

2 落書きを防ごう

(1) 落書きを放置しない

落書きを放置してしまうと、監視の目が届いていない場所だと思われ、落書きされやすくなります。そして、他の場所でも落書きが行われ、地域全体に広がっていくことも少なくありません。



まちが落書きだらけになり、治安対策に無関心な地域だと思われ重大な犯罪を招くことにも繋がりがねません!

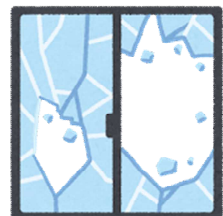
他人や他人の物を尊重するというモラルが失われると、人々の心も荒廃し、弱い者いじめや犯罪のある“住みにくいまち”となっていくます。

青少年に対しても「この程度のことなら許される」という誤った認識を与えることとなります。

コラム

【割れ窓理論（ブローケン・ウィンドウズ理論）】

割れ窓理論とは、軽微な犯罪も徹底的に取り締まることで、凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止できるとする環境犯罪学上の理論で、アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリングが考案しました。「建物の窓が壊れているのを放置すると、誰も注意を払っていないという象徴になり、やがて他の窓もまもなく全て壊される」という考え方から**割れ窓理論**とされています。落書き行為にも割れ窓理論が当てはまります。落書きを放置せず見つけたら早く消す、地域で見回りをすることということが落書き行為に対する抑止力になります。



(2) 地域での見回りによる監視

地域をパトロールをすることにより落書きを早期発見することができます。また、地域を巡回して見回することで、地域ぐるみで監視している場所であることを示すことにもなります。

落書きを発見した場合は、町内会・自治会から施設管理者への通報、消去の要請をしていきましょう。所有者・管理者等がわからなかったり、要請が難しい場合は、市役所生活環境課へご相談ください。

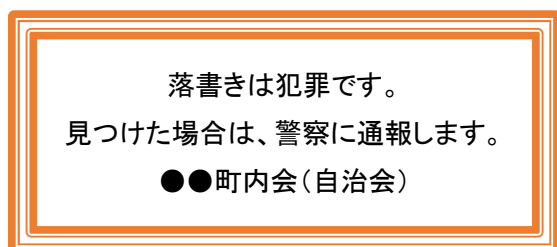
もし、パトロール中に落書きしている人を発見した場合は、警察（110番）へ通報してください。



(3) 対応をアピールする

地域ぐるみで対応していることを示すため、看板などを設置する場合は、「〇〇町内会」「〇〇自治会」などの名称を入れるようにしましょう。

また、看板などを設置する場合は、所有者・管理者の承諾が必要です。必ず先に相談しましょう。



(4) 速やかに消す・とにかく消す



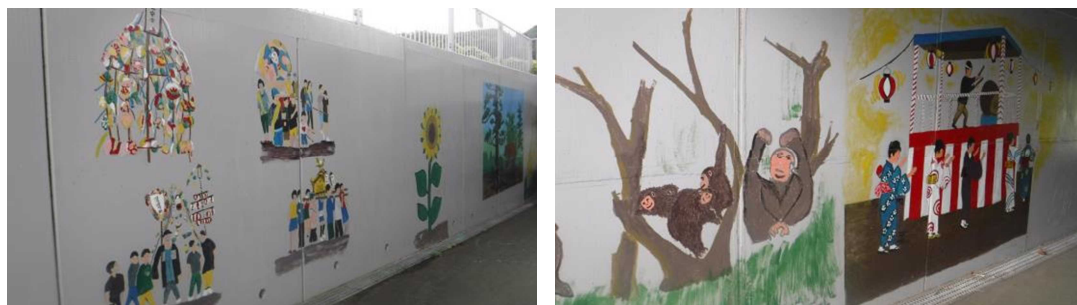
落書きされてしまった場合は、速やかに消去することで、適正に管理している場所であるということを示すだけでなく、再発防止や周辺への拡散防止にも繋がります。

また、再度落書きされてしまっても、繰り返し消去することで、常に監視している姿勢を示すことができます。

(5) 壁面絵画の作成

落書きされないよう、落書きされやすい場所に絵画などを描く方法もあります。

◆ 市内の取組事例 ◆



※ 壁面絵画を作成する場合は、施設所有者・管理者の承諾が必要です。

(6) 防犯カメラの設置

防犯カメラを設置することで、抑止効果が期待できます。

町内会・自治会等の団体で活動される方へ

町内会・自治会等の団体で落書きの消去活動等を行う際に、市の補助制度を活用できる場合があります。詳しくは、ご相談ください。

※ 必ず活動実施前にご相談ください。

あきる野市役所 地域防災課 地域安全係
電話：042-558-1111（内線 2341/2342）



3 落書きの消去方法

(1) 落書き消去の手順

STEP 1

現地確認

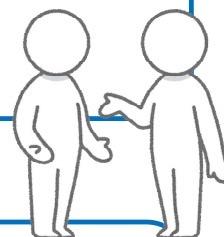
- ①対象とする落書きの状況を調査しましょう。
- ②消去する箇所を決めましょう。



STEP 2

管理者の承諾

ご自身の管理している施設以外の場所の落書きを消去するときは、所有者・管理者等の承諾が必要です。



STEP 3

消去方法の検討

- ①塗料で上塗りをする。
- ②落書き消去剤で消去する。
- ※ 対象となる落書きの塗料や下地などにより、有効な消去方法が異なります。



STEP 4

安全の確保

作業にあたり、安全確保には十分留意してください。
無理のないスケジュールで行いましょう。

(2) 一般的な落書きの消し方

① 落書きを塗って消す

落書きを塗料で塗りつぶしてしまう方法で、下地がコンクリート、レンガ等の場合に適しています。大きな落書きでも手早く消去できます。

必要なもの

- ・ 塗料
- ・ 薄め液（塗料にあったもの）
- ・ ハケ
- ・ 小分け用の缶
- ・ 受け皿
- ・ マスキングテープ（または布製のガムテープ）
- ・ 軍手、ゴム手袋
- ・ ブルーシート、新聞紙
- ・ 汚れてもよい服装、マスク、ゴーグル 等



あると便利なもの

- ・ ローラーハケ
- ・ トレイ
- ・ 簡易レインコート（汚れ防止用）
- ・ 脚立 等



POINT

ローラーハケは広範囲に塗ることができます。
落書きの大きさに合わせて、通常のハケと使い分けてみましょう！

塗って消すときの作業手順



STEP 1

塗る範囲を決めます。
落書きをマスキングテープなどで囲み、その中を塗る方法や、一定の高さにテープを貼り、そこから下を塗る方法が一般的です。



STEP 2

塗料が飛び散ったり、余計な部分を塗らないよう、新聞やマスキングテープ、ブルーシートなどで養生します。
地面には塗料が垂れやすいので、足元にも敷きましょう。



STEP 3

塗料がはねないように、ハケなどでゆっくり塗っていきます。場所によっては、「ペンキ塗り立て」などの表示をしましょう。



POINT

- 下地の素材にあった塗料やハケなどを選びましょう。
- 下地の汚れを落としてから塗るとききれいに仕上がり、塗料が長持ちします。
- 水等を使って洗浄した場合は、十分に乾燥させてから作業を始めましょう。

② 落書きを拭いて消す

消去剤で落書きを拭き取る方法は、下地が金属やタイル類等の場合に適しています。小さな落書きなら手間をかけずに消去できます。

必要なもの

- ・ 落書き消去剤
（スプレータイプ、液状タイプは
消す場所の特性に合わせて選びましょう）
- ・ 雑巾、ぼろ布
- ・ 軍手、ゴム手袋
- ・ 汚れてもよい服装、マスク、ゴーグル 等



あると便利なもの

- ・ スポンジ
- ・ たわし
- ・ 食品用ラップ
- ・ 脚立 等



POINT

- 消去剤によって「落書きが消えるか」「下地を傷めないか」等を確認するため、目立たない場所で試してから作業を行いましょう！
特にプラスチック類は、本体に影響を与える可能性もあるので慎重に！
- 溶剤には、身体や環境に有害な成分を含むものもあります。成分をよく確かめ、環境にやさしいものを選びましょう。

拭いて消すときの作業手順

STEP 1

落書きの上から消去剤を塗布します。
消去剤によっては使用後に水で洗い流した方がよいものもあります。



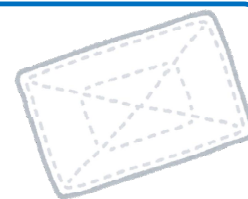
STEP 2

少し待って消去剤を浸透させます。
食品用ラップなどを用いて蒸発を防ぐと効果が上がります。



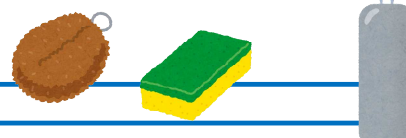
STEP 3

雑巾やぼろ布で拭き取ります。



STEP 4

落ちにくい場合は、さらに消去剤をつけてスポンジやたわし等でこすります。



主な注意事項

- ここで紹介した作業手順は、あくまで一般的なものです。必ず、使用する塗料・消去剤等の使用方法や使用上の注意等をよく確認してください。
- 落書き消しは街頭での作業です。つい作業に熱中するあまり、車や自転車とぶつかるなど、交通事故に巻き込まれないよう十分注意しましょう。安全だけに気を配る方を配置することの一つの方法です。

さいごに

令和3年5月、秋川溪谷にて絵や英数字のような模様が落書きされた自然の岩が見つかりました。



自然豊かな秋川溪谷には多様な生物が生息しており、塗料を落とすのに有害な薬品は使えず、対応には大変苦慮しました。

落書きは、治安の悪化とともに自然環境の破壊にも繋がります。自然環境は破壊されれば、元に戻らないこともあります。

落書きは絶対にしてはいけません！

落書き防止マニュアル

発 行 東京都あきる野市
総務部 地域防災課
環境経済部 生活環境課
東京都あきる野市二宮350番地
TEL 042-558-1111（代表）
発行日 令和4年4月
